

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度河内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

114,467千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	61,641	42,815	0	18,826	4,305
	介護保険	419,450	359,779	0	59,671	13,647
	後期高齢者医療	169,031	25,868	0	143,163	32,742
社会福祉	児童福祉	330,132	100,002	9,160	220,970	50,536
	老人福祉	12,203	0	0	12,203	2,791
	障害者福祉	5,252	5,252	0	0	0
	医療福祉	37,015	18,727	0	18,288	4,183
保健衛生	保健総務	29,239	0	0	7,057	1,614
	母子健康指導	2,725	0	0	2,725	623
	疾病予防	12,312	0	0	12,312	2,816
	健康づくり	5,292	0	0	5,292	1,210
合計		1,084,292	552,443	9,160	500,507	114,467

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。